平成２８年（フ）第２８８号
静岡市葵区大岩町６番８号　卯木マンション303号
債務者　斉藤　有子
1　決定年月日時　平成28年６月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月12日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月13日午後３時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第２８９号
静岡市葵区大岩町６番８号　卯木マンション303号
債務者　斉藤　良太
1　決定年月日時　平成28年６月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月12日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月13日午後３時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第７２６号
横浜市中区根岸町２丁目85番地５　ハートビートベース横濱根岸232号室
債務者　磯村利志江
1　決定年月日時　平成28年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月21日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月23日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１１８２号
横浜市鶴見区矢向２丁目９番12―103号
債務者　青山　恒男
1　決定年月日時　平成28年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月21日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月23日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１２０５号
横浜市鶴見区鶴見中央１丁目15番16号　リトルバレス鶴見203号室
債務者　高見澤菜摘
1　決定年月日時　平成28年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月21日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月23日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１２１１号
横浜市戸塚区上矢部町1213番地５　エステート西ノ台105号
債務者　小林　敬一
1　決定年月日時　平成28年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月21日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月23日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第９８１号
神奈川県大和市深見台１丁目10番15号　グループホームすみれの家
債務者　脇山　永敏
成年後見人　加藤　良太
1　決定年月日時　平成28年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月22日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月23日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第９８３号
神奈川県藤沢市下土棚423番地
債務者　木元　利明
1　決定年月日時　平成28年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月22日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月23日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１２０６号
横浜市青葉区荏田町1476番地１　カーサビラ３Ｄ
債務者　竹内風千代（旧名康彦）
1　決定年月日時　平成28年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月27日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月28日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第５５５号
東京都八王子市大楽寺町331番地８レーベン和202号
債務者　篠崎　　穂
1　決定年月日時　平成28年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月29日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月29日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

破産手続廃止

平成２７年（フ）第１６０９号
福岡県筑紫野市湯町１丁目21番15―611号
破産者　永田ロリアンこと　ＮＡＧＡＴＡ　ＬＯＲＩＥ　ＡＮＮ　ＢＡＲＣＥＬＯＮＡ
1　決定年月日　平成28年６月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第３１号
三重県津市河芸町千里ヶ丘83番地８
破産者　丸保精肉店こと　溝川　　保
1　決定年月日　平成28年６月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第６５号
仙台市青葉区中央４丁目７番17号
破産者　株式会社サンエージェンシー
1　決定年月日　平成28年６月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第１８３５号
横浜市磯子区森１丁目14番６―914号
破産者　有限会社ホルメンコ商会
1　決定年月日　平成28年６月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第３３号
横浜市都筑区佐江戸町666番地
破産者　有限会社永幸製作所
1　決定年月日　平成28年６月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１５８号
横浜市都筑区茅ケ崎南３丁目１番42号
破産者　株式会社横浜電子
1　決定年月日　平成28年６月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第５０６号
横浜市鶴見区馬場３丁目12番19号
破産者　株式会社ホリグチ
1　決定年月日　平成28年６月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第３０号
静岡県賀茂郡河津町見高131番地
破産者　有限会社山城久良三商店
1　決定年月日　平成28年６月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所下田支部